⑵　さめがれい

第８の２の⑶に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
青森県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）	青森県下北郡東通村尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の青森県の地先水面	平成27年５月１日から平成27年６月30日まで	388

⑶　さわら

第８の２の⑷に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一県に一つの採捕の種類に対して二つの期間を定めて各期間毎に漁獲努力量を割り当てている県、同一県に二つの海域を定めて各海域毎に期間及び漁獲努力量を割り当てている県又は同一県に二つの採捕の種類に対して漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の期間間又は採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
大阪府	さわら流し網漁業		平成27年９月１日から平成27年11月30日まで	5,135
兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年４月20日から平成27年６月15日まで	3,140
	はなつぎ網漁業		平成27年５月６日から平成27年６月15日まで	2,020
岡山県	さわら流し網漁業		平成27年４月20日から平成27年６月15日まで	6,705
	さわら船びき網漁業		平成27年５月１日から平成27年６月15日まで	74
広島県	さわら流し網漁業		平成27年４月20日から平成27年６月20日まで	5,813
	中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）		平成27年６月１日から平成27年８月31日まで	1,288
山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年６月16日から平成27年７月31日まで	6,787
			平成27年９月１日から平成27年11月30日まで	13,455
徳島県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年４月11日から平成27年６月15日まで	1,736
香川県	さわら流し網漁業		平成27年４月20日から平成27年６月15日まで	10,440
愛媛県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年４月１日から平成27年６月30日まで	16,590
			平成27年９月１日から平成27年11月30日まで	5,880
		宇和海	平成27年10月１日から平成27年12月31日まで	7,490
福岡県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年９月１日から平成27年12月31日まで	1,440
大分県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成27年９月１日から平成27年12月31日まで	13,500

⑷　とらふぐ

第８の２の⑸に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
愛知県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第３種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成27年10月１日から平成27年10月31日まで	3,287
	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成27年11月１日から平成27年11月30日まで	2,635
三重県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成27年11月１日から平成27年11月30日まで	2,031

⑸　まがれい

第８の２の⑹に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
秋田県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）		平成27年９月１日から平成27年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし第２種共同漁業権水域を除く。）	平成27年２月１日から平成27年３月31日まで	3,099